



平成 30 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役 椎木 隆太
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 高倉 喜仁
(TEL. 03-3221-3980)

第三者委員会による調査の進捗に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 14 日に公表いたしました「第三者委員会の設置及び第 17 期定時株主総会の延期のお知らせ」及び平成 30 年 9 月 27 日に公表いたしました「平成 30 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、過去の財務諸表又は連結財務諸表に会計上の懸念があることについて、平成 30 年 9 月 3 日に外部から指摘を受け、当社内で検証を進めてまいりました。当社といたしましては、過去 5 期分（平成 25 年 6 月期から平成 29 年 6 月期）及び平成 30 年 6 月期の売上計上及び事業構造改善引当金の妥当性等の過年度来の会計処理の適切性に関し、当社の認識を改めるべきかを検討すべく、より独立した立場から、事実関係の解明、これらの会計処理の妥当性に関する検証、再発防止策に関する提言等の見解を求める必要があると判断したため、外部の専門家による第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本件にともない、当社は、平成 30 年 9 月 27 日付で関東財務局に対し、平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）の提出期限延長を申請するとともに、平成 30 年 9 月 28 日付で関東財務局から、提出期限を同年 11 月 1 日とする旨の承認をいただきました。

その後、第三者委員会による調査が進んでおりますが、当該調査の進捗について、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ、関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

第三者委員会による調査は、平成 30 年 9 月 14 日より開始いたしました。第三者委員会
は、外部から指摘があった映像制作事業の売上のうち特に企画売上(※1)に係る部分及
び事業構造改善引当金等の計上時期に関する当社の会計処理の妥当性を中心に調査して

おりましたが、第三者委員会による調査の過程で、以下の不適切な会計処理が行われていたのではないかとという新たな疑義が発覚いたしました。

- (1) 平成 26 年 6 月期において、2,106 千円の費用を翌期に繰り延べ、また、9,000 千円の制作売上(※2)を前倒しして計上したことを疑わせる事実
- (2) 平成 28 年 6 月期において、外注先から受領した外注費用 3,230 千円の請求書には、当社が映像制作を受注していた案件の案件名が記載されていたにもかかわらず、当該外注費用を当社が別途映像制作を受注していた案件の外注費用に付け替えたことを疑わせる事実

(※1) 企画売上

企画とは、アニメーションや映画等の映像を制作するか否かを判断するため、原作者や監督等との交渉権獲得やビジネスモデル構築等を実施し、企画業務を実施する会社以外の他社が、当該アニメーションや映画等の映像を制作することに出資合意するまでの一連の行為をいいます。当社は、アニメーションや映画等の映像の企画業務が完了した時点で、当該業務に対する対価を企画売上として計上しております。

(※2) 制作売上

制作とは、アニメーションや映画等の映像を制作する行為をいいます。当社は、アニメーションや映画等の映像制作が完了し、これを受注先に納品した時点で、当該業務に対する対価を制作売上として計上しております。

上記のとおり、第三者委員会の調査の過程で、当該新たな疑義が発覚したため、当初の調査範囲に追加して、当該不適切な会計処理の事実関係の解明及びその原因分析、並びにそれに類似する取引の有無の調査を行う必要が生じました。そのため、以下について調査範囲を追加的に設定しております。

- (1) 映像制作事業における制作売上の計上時期の妥当性の検証
- (2) 外注費を含む営業費用の計上の妥当性の検証
- (3) 映像制作事業以外のその他の事業における類似取引の有無の調査
- (4) 連結子会社における類似取引の有無の調査

第三者委員会は現時点においても調査を完了しておらず、継続して調査を実施しております。

また、第三者委員会によれば、調査の過程において、当初の調査範囲である企画売上の計上時期に加え、金額の算定方法についても重要な疑義が存在する可能性が生じているとのことであり、当該疑義についても引き続き調査が進められております。

なお、当社は、平成30年9月28日付で関東財務局からご承認をいただきました提出期限（平成30年11月1日）までに、対象となる平成30年6月期有価証券報告書を提出することは困難であると判断しております。このような状況であるため、当社としては、平成30年6月期有価証券報告書の提出期限の再延長の申請をする方向で検討しております。

また、平成31年6月期第1四半期報告書についても、期首残高を確定することができないため、金融商品取引法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書の提出期限（平成30年11月14日）までに対象となる平成31年6月期第1四半期報告書を提出することは困難である見込みです。そのため、併せて当該四半期報告書の提出期限延長の申請をする方向で検討しております。

これらの申請については、詳細が確定次第、速やかにお知らせいたします。

以 上